

■ 第 7 章 ■

認知症施策の総合的な推進

INDEX

第 1 節	認知症の人を取り巻く状況	319
第 2 節	認知症施策の推進に向けた取組	327

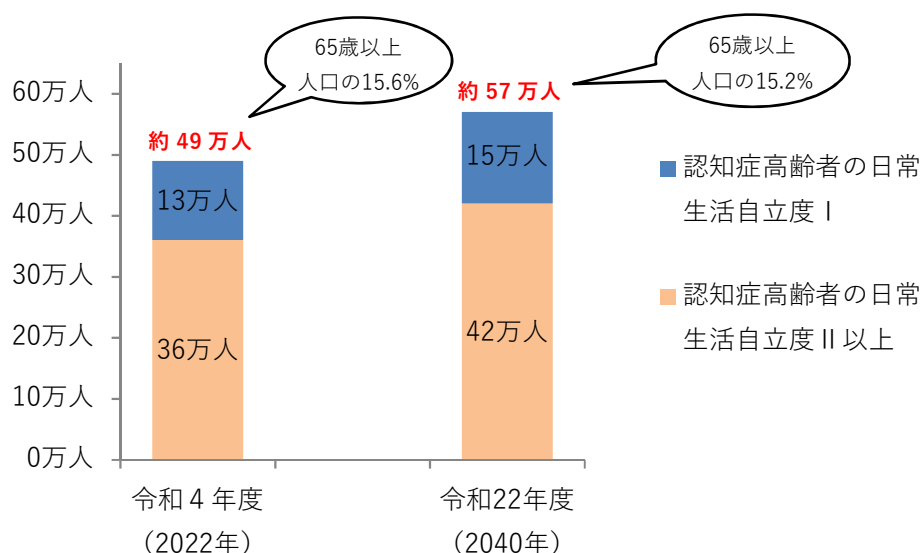
第1節 認知症の人を取り巻く状況

1 認知症の人を取り巻く状況

（認知症高齢者の状況）

- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4年11月時点で約49万人に達し、令和22年には約57万人に増加すると推計されています。
- また、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和4年11月時点の約36万人から、令和22年には約42万人に増加すると推計されており、今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。

認知症高齢者の推計[東京都]



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

※ 新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4年度の認知症高齢者数の算出に当たっては、自立度不明の者を自立度Ⅰ以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

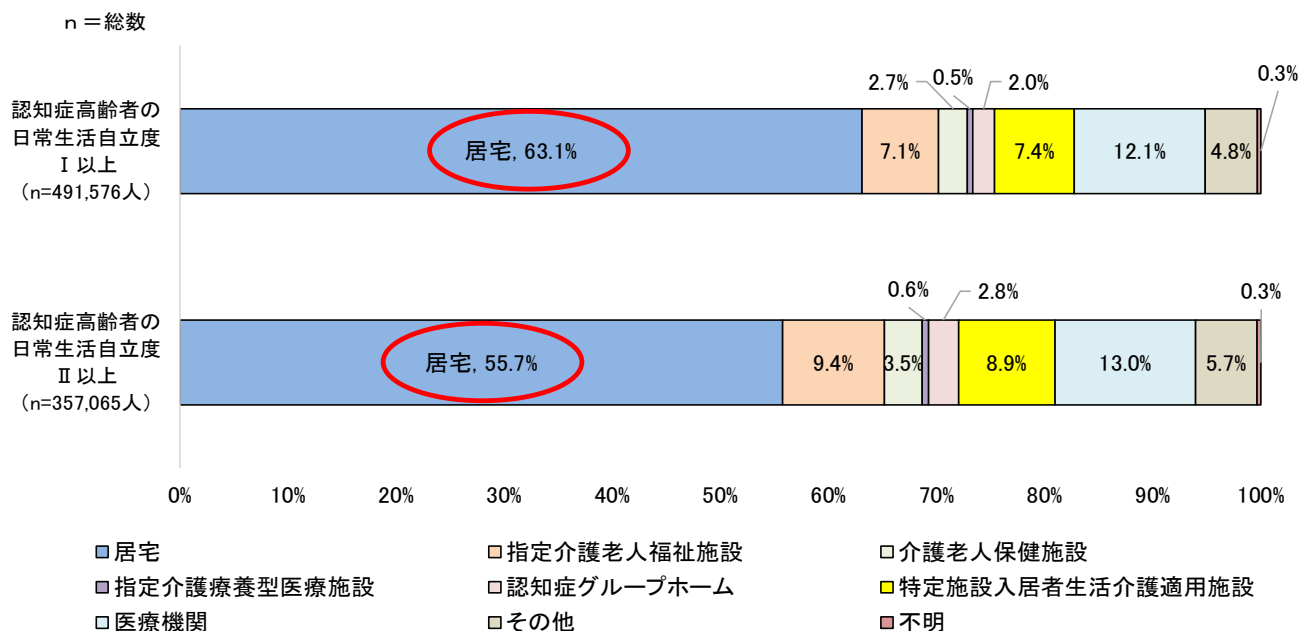
《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

	自立	日常生活自立度ⅠからMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症の症状がある	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
	Ⅱ(a, b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 <u>誰かが注意していれば自立できる。</u> (a=家庭外で b=家庭内でも)
	Ⅲ(a, b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 <u>介護を必要とする。</u> (a=日中を中心 b=夜間を中心)
	Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 <u>常に介護を必要とする。</u>
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 <u>専門医療を必要とする。</u>

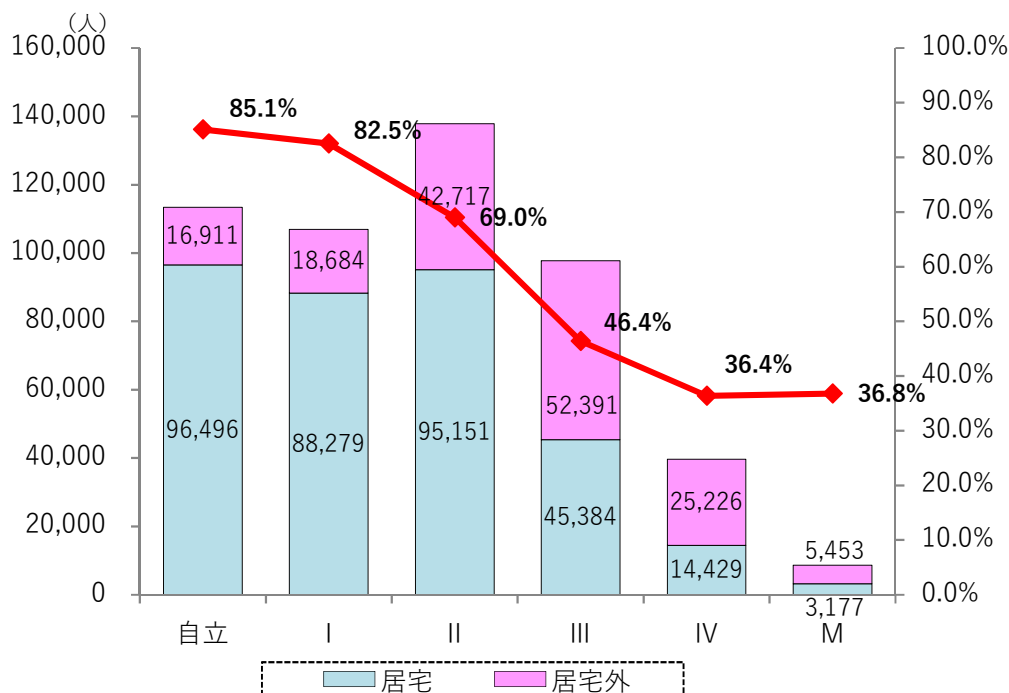
資料：厚生労働省通知（平成21年9月30日付 老老発0930第2号）

- 何らかの認知症の症状を有する高齢者の63.1%、見守り又は支援の必要な認知症高齢者の55.7%が、在宅（居宅）で生活しています。

認知症高齢者の居住場所[東京都]



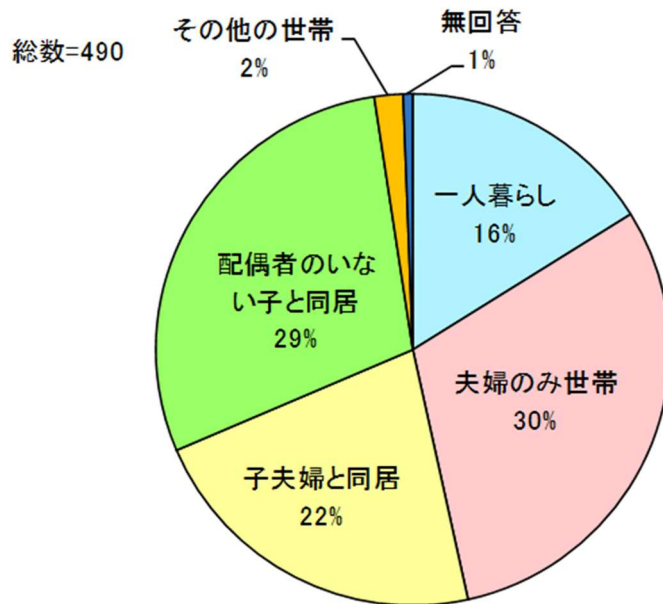
認知症高齢者の日常生活自立度別の居住場所[東京都]



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

- 在宅で生活している認知症が疑われる高齢者のうち、約半数は一人暮らし又は夫婦のみ世帯で生活していると推計されています。今後は、一人暮らしの高齢者が更に増加するとともに、世帯構成員が減少していくことが予測されています。

在宅で生活している認知症が疑われる人がいる世帯の状況



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知機能や生活機能の低下が見られる地域在宅高齢者の実態調査報告書」（平成26年5月）

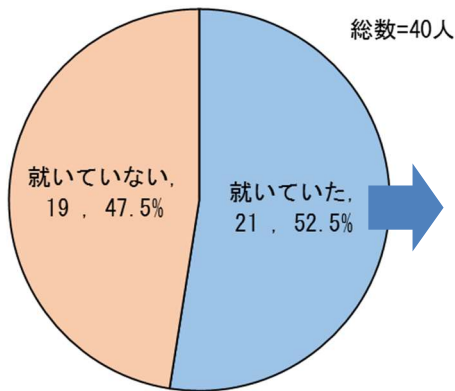
（若年性認知症の人の状況）

- 65歳未満で発症する若年性認知症の人は都内に約4千人¹と推計されています。
- 若年性認知症を発症すると、発症前に仕事に就いていても退職や転職を余儀なくされる場合が多くあります。また、発症後は介護保険や各種の公的サービス・支援が利用可能ですが、それらについて知らないため利用していないケースがあります。

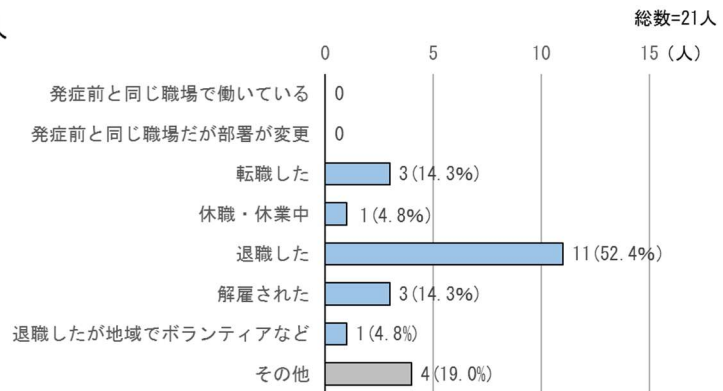
1 日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態調査」（平成29年度～令和元年度 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）における有病率推計値から算出

若年性認知症の人の状況

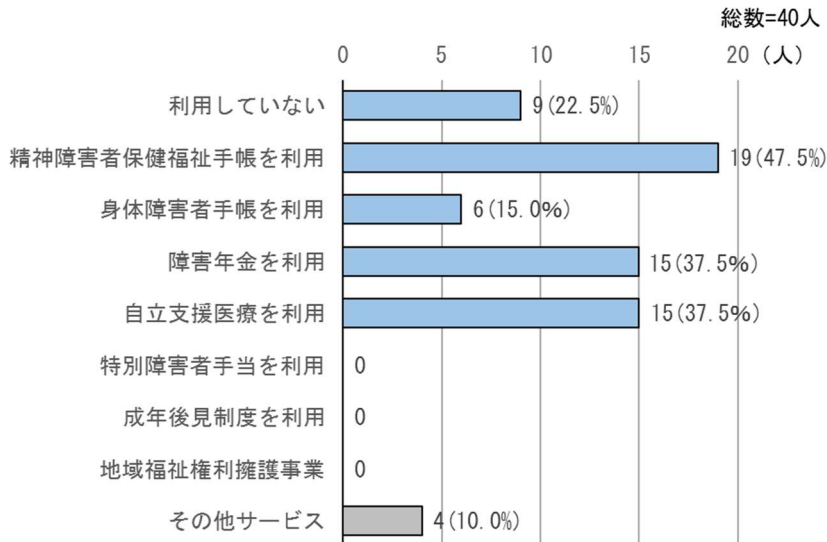
発症時の就業状況



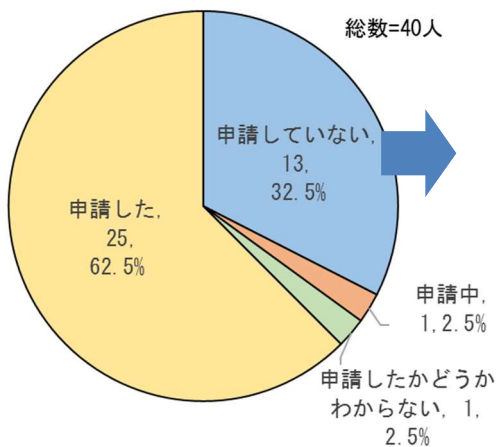
「就いていた」場合の現在の仕事の状況（複数回答）



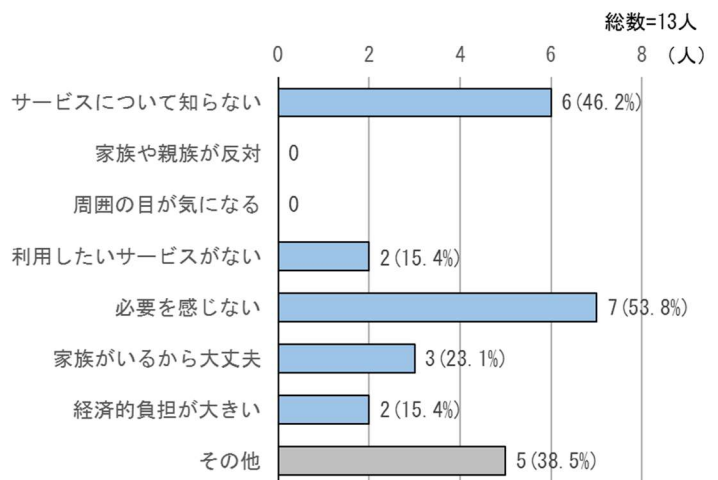
現在利用の公的サービス（複数回答）



介護保険の申請



申請していない理由（複数回答）



資料：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター「若年性認知症の生活実態に関する調査報告書」（平成31年3月）

(国の動向)

- 認知症施策については、政府一体となって総合的な対策を推進するため、平成30年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）が取りまとめられました。
- 大綱では、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿って施策を推進することとされており、その際、これらの施策は、全て、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族の意見を踏まえて推進することを基本とするとされています。
- 大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までとされており、令和4（2022）年は策定後3年の中間年であったことから、施策の進捗について中間評価が行われています。
- 都道府県と区市町村には、中間評価の結果を踏まえ、大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、上記5つの柱に沿って認知症施策を推進することが求められます。
- また、令和5年6月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）が公布され、令和6年1月1日に施行されました。
- 認知症基本法は、認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的としています。

令和5年法律第65号共生社会の実現を推進するための認知症基本法（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

（基本理念）

第三条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- 七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第八条 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第二章 認知症施策推進基本計画等

（都道府県認知症施策推進計画）

第十二条 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

（認知症の人に関する国民の理解の増進等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

（認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進）

第十五条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（認知症の人の社会参加の機会の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的な連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究等の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

（認知症の予防等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 東京都と区市町村の役割

- 認知症施策については、住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。
- 平成26年6月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）においては、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」（以下「認知症総合支援事業」という。）を地域支援事業の包括的支援事業に位置付け、平成27年度から順次実施し、平成30年度から全区市町村で実施することとされました。
- 認知症総合支援事業とは、以下の事業を指します。
 - ① 認知症初期集中支援推進事業
認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター等に設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートをします。
 - ② 認知症地域支援・ケア向上推進事業
認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関同士の連携支援、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の取組を推進します。
 - ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備します。
- 区市町村には、地域の実情に応じて、認知症の人を支えるネットワークの構築や地域の認知症対応力の向上等に取り組み、認知症の人と家族が安心して生活できる地域づくりを進めていくことが求められています。
- 東京都は、広域的自治体として、医療体制の整備や人材育成、若年性認知症施策を行うとともに、区市町村が円滑に事業を実施できるよう、情報の提供その他の支援に努めていきます。

第2節 認知症施策の推進に向けた取組

- 認知症基本法の目的である「共生社会」を実現するため、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進します。
- 認知症の人の視点に立って、認知症に対する理解を促進するための普及啓発と本人発信支援に取り組みます。
- 認知症の発症や進行を遅らせるための取組を推進していきます。
- 医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを中心として、認知症の早期診断・早期支援、認知症の人の容態に応じた適時・適切な支援を受けられる体制を構築していきます。
- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。
- 若年性認知症の人と家族に対する支援を強化していきます。
- 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる環境づくりを推進します。
- 認知症に関する研究を推進していきます。

1 基本的考え方

現状と課題

<認知症の人の増加への対応>

- 都は、平成19年度に、学識経験者、医療・介護関係者、都民等からなる「東京都認知症対策推進会議」（令和3年度から「東京都認知症施策推進会議」に名称変更）を設置し、「認知症になっても認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、中長期的・具体的な認知症施策について様々な角度から検討しています。
- 都は、認知症基本法第5条に規定された責務を果たし、認知症基本法第12条に規定された都道府県認知症施策推進計画の策定に努める必要があります。

施策の方向

■ 認知症施策を総合的に推進します

- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「東京都認知症施策推進会議」において、中長期的な施策を検討していきます。
- 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、都の実情に即した認知症施策推進計画の策定についても検討します。

【主な施策】

・認知症施策推進事業〔福祉局〕

認知症施策を総合的に推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。

また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等により、普及啓発を図ります。

2 普及啓発・本人発信支援

現状と課題

< 認知症に関する理解の増進 >

- 認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、都民の認知症に対する理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。
- 認知症に関する社会の誤解や偏見を無くし、認知症の人に希望を与えるため認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿等を発信する機会を確保することが必要です。
- 都は、認知症基本法の第3条第2号、第14条、第16条第2項の規定も踏まえ、普及啓発及び本人発信支援の取組を推進する必要があります。

施策の方向

■ 普及啓発及び本人発信支援を推進します

- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めます。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見を活用して作成した「自分のできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレット「知って安心 認知症」を活用した普及啓発を行うとともに、区市町村におけるパンフレットの活用など地域における普及啓発の取組を支援します。
- また、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」において、認知症の基礎知識や相談窓口等を分かりやすく紹介し、都民への情報発信を充実していくほか、毎年9月21日の「世界アルツハイマーデー（認知症基本法では「認知症の日」）」や9月1日から30日までの「世界アルツハイマー月間（認知症基本法では「認知症月間」）」において、都庁第一本庁舎などのライトアップや都民向けシンポジウムを実施するなど、都民の認知症に関する理解を促進していきます。
- 東京都の認知症本人大使を任命し、シンポジウムの場合などで体験等を語ってもらうなど、認知症の人本人からの発信を支援していきます。



5 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！

自分でできる認知症の気づきチェックリスト

チェック①	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック②	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック③	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの忘れがあると言われますか	1点	2点	3点	4点
チェック④	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑤	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。
 認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
 ※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

「ひょっとして認知症かな？」 気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

チェック⑥	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
貯金の出入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑦	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑧	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑨	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑩	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
電話番号を調べて、電話をかけることができますか	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点

20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。
 9ページ以降に紹介しているお近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

※ このチェックリストの結果は、あくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・認知症施策推進事業〈再掲〉〔福祉局〕

認知症施策を総合的に推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。

また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等により、普及啓発を図ります。

・認知症普及啓発事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

3 予防（認知症の発症や進行を遅らせる取組・研究の推進）

現状と課題

< 認知症の予防の必要性 >

- 認知症予防には、認知症の発症遅延やリスク低減（一次予防）、早期対応・早期治療（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があり、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症の発症を遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧改善等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されています。地域でこうした活動に参加できる環境の整備を進め、認知症の発症遅延やリスク低減、早期対応等、認知症予防に資する可能性のある取組を推進していく必要があります。
- 一方、都内区市町村で一般的な高齢者の居場所（通いの場等）において認知症の人を受け入れているのは、47区市町村となっています。
- また、現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、エビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組が重要です。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターには、認知症予防に関するエビデンスとなる臨床・研究に係る膨大なデータが蓄積されており、このビッグデータを活用した予防に向けた研究を進めていくことが必要です。
- 都は、認知症基本法第21条の規定も踏まえ、認知症予防の取組を推進する必要があります。

施策の方向

■ 認知症の発症や進行を遅らせるための取組・研究を推進します

- 住民主体の通いの場づくりをはじめとした一般介護予防事業において、地域の介護予防活動の拡大や、認知機能低下予防を含むフレイル予防の観点での機能強化を図る区市町村を支援するとともに、認知症の人にも積極的に受け入れるよう促していきます。
- 国立長寿医療研究センター・東京都健康長寿医療センター等の研究機関が開発した認知症予防プログラムの活用や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関との連携などにより、認知症予防に取り組む区市町村を支援します。
- 東京都健康長寿医療センターでは、保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤として構築したデータベースについて、オープンデータとして利活用を図るほか、AI認知症診断システムについて、医療現場での活用・普及を図るなど、AI等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進し、実用化につなげていきます。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・【拡充】介護予防・フレイル予防支援強化事業〈再掲〉〔福祉局〕

東京都健康長寿医療センターに設置する「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」が、住民主体の通いの場づくりをはじめとした介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に対し、人材育成や相談支援等の専門的・技術的な支援を行います。

また、通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化等を推進する「介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村に対し、配置に係る経費について補助します。

・認知症予防推進事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

研究機関が開発した認知症予防プログラムを活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援します。

・A I等を活用した認知症研究事業〔福祉局〕

東京都健康長寿医療センターがこれまで培った膨大な臨床・研究に係るビッグデータを活用して、A I等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進するとともに、その実用化に向け、東京都健康長寿医療センターが設置する認知症未来社会創造センター（I R I D E）の運営を支援します。

4 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状と課題

<早期診断・早期支援>

- 認知症は、早い段階から適切な治療を受けることで、改善が可能なものや進行を遅らせることができます。また、症状が軽いうちに本人や家族が認知症への理解を深めることで、今後の生活の準備をすることができます。
- 認知症になっても住み慣れた地域での生活を続けるためには、早期診断と、容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築することが必要です。
- 平成 25 年度から、区市町村に配置した認知症支援コーディネーターと地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが連携して、受診困難な認知症の疑いのある高齢者等を訪問支援する仕組みを構築するなど、認知症の早期診断・早期支援の取組を推進してきました。
- また、平成 30 年度からは、全ての区市町村が、認知症サポート医等の医師、医療・介護の複数の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う取組を進めています。
- 認知機能低下のある人や、認知症の人の早期診断・早期支援のためには、地域の関係機関の日頃からの有機的な連携が必要であるため、地域包括支援センター、かかりつけ医等は、関係機関のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気づいて本人が安心して暮らして

いけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等が支援を希望した場合には、適切に支援する必要があります。

- また、本人自身が早く気づき、早期対応できるよう、適切に情報提供及び支援を行うことも必要です。

<医療提供体制の整備>

- 認知症は原因疾患や進行段階により症状等が異なるため、鑑別診断²後、その進行段階等に応じた適切な医療の提供が必要です。
- 身体合併症³や行動・心理症状を発症する認知症の人が多くことから、地域の多くの医療機関がその機能や特性に応じて、連携して対応するほか、症状が悪化したときに適切に対応できる診療体制の整備が必要です。
- 東京都は、平成24年度に、二次保健医療圏（島しょ地域を除く。）を単位として、12か所の認知症疾患医療センター（現在の「地域拠点型認知症疾患医療センター」）を指定しました。さらに、平成27年度から、区市町村（島しょ地域を除く。）を単位として「地域連携型認知症疾患医療センター」の整備を進め、40医療機関を指定しています。
- 認知症疾患医療センターは、専門医療機関、地域連携の推進機関、人材育成機関としての役割を担っており、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、認知症の専門医療相談や鑑別診断、身体合併症や行動・心理症状への対応、区市町村の認知症施策への協力、地域の医療従事者等の育成、認知症の人と家族介護者等を支援する取組などを行っています。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターは、上記の取組に加え、認知症アウトリーチチームの配置、二次保健医療圏内の医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図るための研修の実施、二次保健医療圏における地域連携の推進に向けた取組として「認知症疾患医療・介護連携協議会」を実施しています。
- 認知症サポート医養成研修の修了者（令和4年度末現在1,668人）は、かかりつけ医の認知症診断に対する相談・支援等を行う役割を担っていますが、地域の医療資源として十分に活用されておらず、地域の関係機関と連携して本人や家族等を支える認知症サポート医の活動をさらに活性化していく必要があります。
- 島しょ地域については、認知症の専門医療を提供できる医療機関や人材の確保が厳しい状況にあります。
- 都は、認知症基本法第18条第1項の規定も踏まえ、医療提供体制の整備を推進する必要があります。

<新たな治療法への対応>

- 令和5年12月、認知症抗体医薬「レカネマブ（レケンビ®点滴静注）」（アミロイドβを除去する抗体薬）の販売が開始されました。

2 鑑別診断

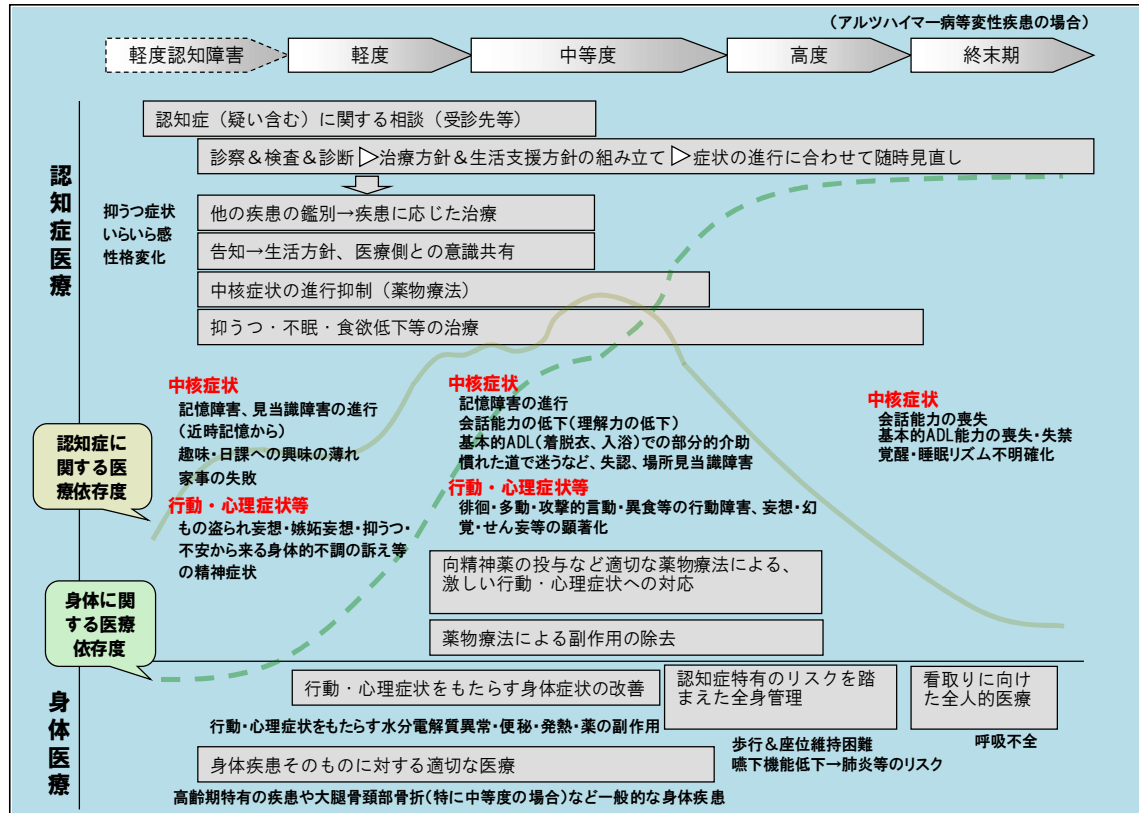
認知症の原因疾患と認知症の症状に類似する他の疾患（せん妄、うつ病等）とを見分けること

3 身体合併症

認知症の症状に加え、肺炎や骨折、がん等の身体疾患を併発した状態

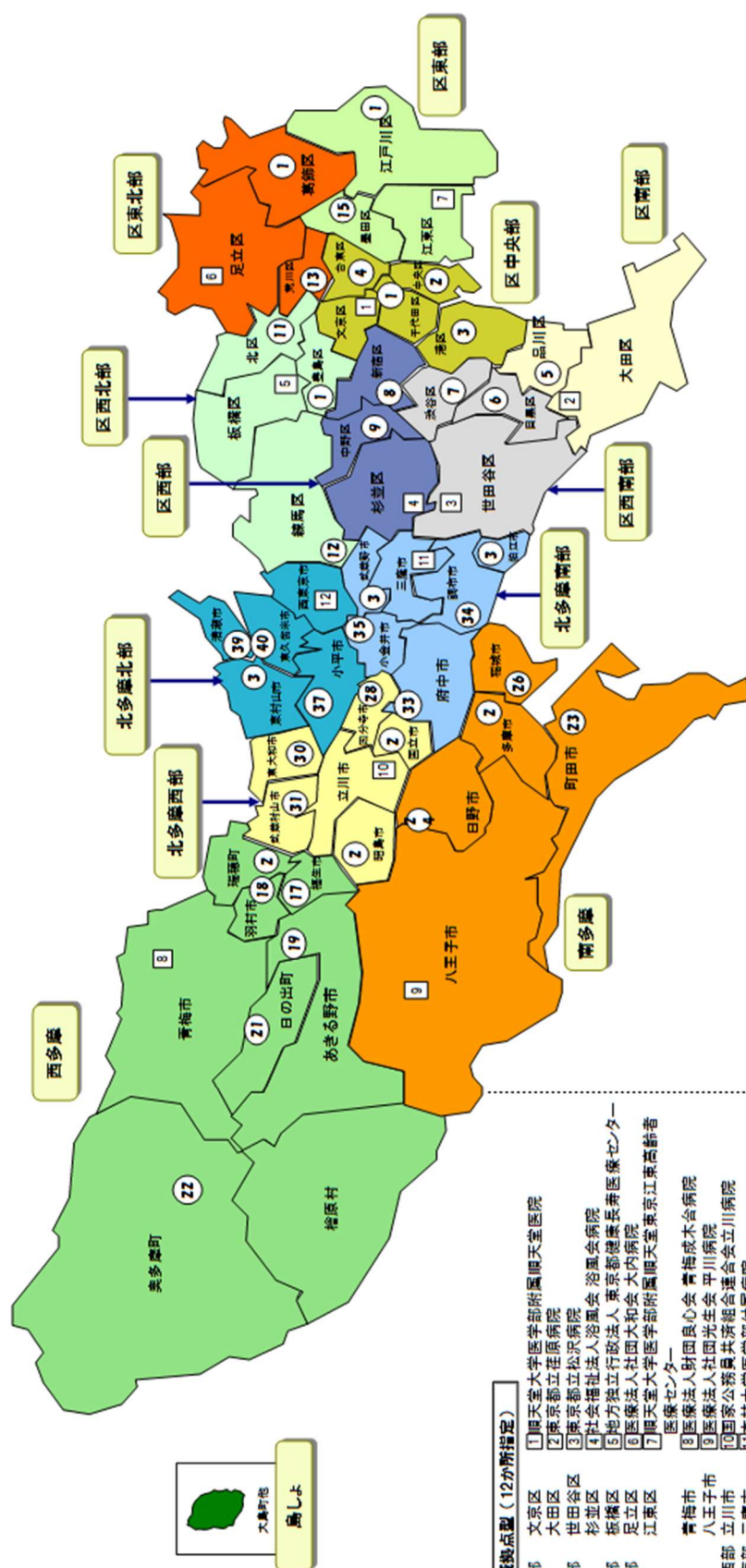
- この認知症抗体医薬については、対象が早期のアルツハイマー病に限定されていることや、投与開始前に必要となる検査、投与開始後の頻繁なフォローアップ等ができる医療機関に限られること、投与対象とならない方への適切な配慮や治療対応が必要であること等の課題があります。

認知症の経過と医療依存度



資料：東京都福祉保健局「東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書」（平成21年3月）

認知症疾患医療センターの指定状況（令和5年3月現在）



地域拠点型（12か所指定）

- ① 順天堂大学医学部附属順天堂医院
- ② 東京都立荏原病院
- ③ 東京都立松沢病院
- ④ 社会福祉法人 済風会 済風会病院
- ⑤ 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
- ⑥ 医療法人社団 大和会 大和会病院
- ⑦ 順天堂大学医学部附属順天堂大学東京江東高齢者医療センター
- ⑧ 医療法人社団 良心会 青梅成木台病院
- ⑨ 医療法人社団 光生会 平川病院
- ⑩ 国家公務員共済組合連合会 立川病院
- ⑪ 岩井大学医学部附属病院
- ⑫ 医療法人社団 順風会 山田病院

地域連携型（40か所指定）

- ① 社会福祉法人 三井記念病院
- ② 学校法人 聖路加国際大学 聖路加国際病院
- ③ 社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部 東京都済生会 東京都済生会 中央病院
- ④ 公益財団法人 ライフ・エクステンション 研究所 付属 永寿総合病院
- ⑤ 医療法人社団 志泉会 荏原中延クリニック
- ⑥ 国家公務員共済組合連合会 三宿病院
- ⑦ 学校法人 東京女子医科大学 附属 成人医学センター
- ⑧ 学校法人 東京医科大学 東京医科大学病院
- ⑨ あしかりクリニック
- ⑩ 医療法人社団 健陽会 豊島長崎クリニック
- ⑪ 東京ふれあい医療生活協同組合 オレンジほっとクリニック
- ⑫ 医療法人社団 じゅんどう 慈雲堂病院

- ⑬ 医療法人社団 東京愛成会 たかつきクリニック
- ⑭ 社会福祉法人 治光会 国分寺病院
- ⑮ 医療法人社団 つくし会 新田クリニック
- ⑯ 社会医療法人 財団 大和会 東大和病院
- ⑰ 社会医療法人 財団 大和会 武蔵村山病院
- ⑱ 武蔵野赤十字病院
- ⑲ 医療法人社団 根性病院
- ⑳ 医療法人社団 青山会 青山病院
- ㉑ 社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院
- ㉒ 学校法人 慈恵大学 東京慈恵会医科大学 附属 第三病院
- ㉓ 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 病院
- ㉔ 医療法人社団 新新会 多摩あおば病院
- ㉕ 公益財団法人 緑坂予防会 複十字病院
- ㉖ 医療法人社団 山本・前田記念会 前田病院

- ⑬ 医療法人社団 漢友会 あべクリニック
- ⑭ 医療法人社団 東京東双泉会 いずみホーム ケアクリニック
- ⑮ 医療法人社団 仁寿会 中村病院
- ⑯ 医療法人社団 東横会 東京さくら病院
- ⑰ 医療法人社団 老人会 福生クリニック
- ⑱ 医療法人社団 三秀会 羽村三慶病院
- ⑲ 医療法人社団 利定会 あさひ会病院
- ㉑ 医療法人社団 利定会 菜の花クリニック
- ㉒ 医療法人社団 利定会 大久野病院
- ㉓ 東京都国民健康保険 東多摩病院
- ㉔ 医療法人社団 明理会 鶴川サナトリウム病院
- ㉕ 医療法人社団 丸会 多摩平の森の病院
- ㉖ 社会福祉法人 桜ヶ丘社会福祉会 桜ヶ丘和会病院
- ㉗ 特定医療法人社団 研精会 稲城会病院

<医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上>

- かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・自宅等への訪問等の場面における医師、看護師等による本人・家族への支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気づいて適切に対応していくことが重要です。
- 地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局等も、認知症の早期発見・早期支援における役割が期待されています。
- 認知症の人が住み慣れた地域で適切な支援を受けられるよう、認知症対応型サービス事業者だけではなく、全ての介護サービス事業者が、認知症介護の基本的知識やノウハウを学ぶ必要があります。
- 認知症介護指導者（令和4年度末現在 111 人）や認知症介護実践リーダー研修修了者（令和4年度末現在 2,087 人）等には、自施設・事業所内における認知症支援のリーダー役を担うほか、事業者同士の連携を図るなど、地域の社会資源を活用して認知症の人を支援していくことが期待されています。
- 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）などの地域密着型サービス事業者には、支援ノウハウを活かした地域における認知症ケアの拠点としての役割のほか、地域に開かれた透明性の高い事業運営を期待されており、国は令和3年度に「認知症伴走型支援事業」を創設しました。
東京都は、平成21年度から「認知症地域支援ネットワーク事業」により、認知症支援拠点として地域の認知症の人と家族を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援しています。
- 都は、認知症基本法第18条第3項の規定も踏まえ、人材の確保や養成、資質の向上の取組を推進する必要があります。

<認知症ケアの質の向上と意思決定支援の推進>

- 認知症の人は、脳細胞が損傷を受けたり働きが悪くなることで直接的に引き起こされる認知機能の障害のほかに、身体の状態や生活の環境などの様々な要因が影響して、精神症状や行動上の支障が起きる「行動・心理症状」（B P S D）を発症することがあります。
- B P S Dは、認知症の人の在宅生活の継続を困難にする大きな要因となりますが、環境を整えたり、関わり方の工夫をしたりすること等により、症状の軽減が期待できます。
- 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、日本版B P S Dケアプログラム※を開発し、平成30年度から普及を図っています。
※ 日本版B P S Dケアプログラムは、介護保険事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、B P S Dの症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするプログラムです。
- 認知症の人が必要とする医療・介護・生活支援等を切れ目なく提供していくためには、多職種が協働して意思決定支援を行いながら、医療・介護従事者や関係機関が連携して支援の提供を行っていくことが不可欠です。

- 人生の最終段階にあっても本人の尊厳を尊重し医療・介護等が提供されるよう、多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定を支援する取組を推進する必要があります。
- 都は、認知症基本法第17条の規定も踏まえ、認知症の人の意思決定支援を推進する必要があります。

<家族介護者の負担軽減>

- 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。
- 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要です。
- 都は、認知症基本法第18条、第19条の規定も踏まえ、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制や相談体制を整備する必要があります。

施策の方向

■ 早期診断・早期支援、専門医療の提供及び地域連携を推進します

- 認知症の早期診断と早期支援を促進するため、認知症検診と検診後の支援の仕組みづくりを進めるとともに、軽度認知障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを推進していきます。
- 地域における支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域等を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに医療機関同士及び医療・介護の連携を推進していきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護従事者向け研修の実施等により、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症の人を地域で受け入れる体制づくりを進めていきます。
- 身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定するなど、認知症サポート医の活動の活性化を図ります。
- 島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域（以下「未設置地域」という。）については、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」の認知症専門医等が未設置地域の医療従事者等に対して行う相談支援、未設置地域を訪問して認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施し、未設置地域における認知症の人と家族への支援体制の充実を図ります。
- 認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通し、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置する区市町村を支援することにより、地域の認知症対応力向上を図っていきます。

- 地域拠点型認知症疾患医療センターに、認知症専門医⁴、看護師、精神保健福祉士等で構成する認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、認知症初期集中支援チームでは対応が困難な認知症の人等を訪問し、早期に医療や介護のサービスにつなげる取組を進めていきます。
- さらに、認知症アウトリーチチームが培った訪問支援のノウハウを提供するなど、認知症初期集中支援チームの円滑な活動を支援していきます。
- 認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進を図るとともに専門職の人材育成等を進めることに加え、区市町村による早期診断と継続的な支援の取組を促進していきます。

■ 医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ります

- 認知症疾患医療センターが、かかりつけ医や看護師等、地域の医療従事者等に向けた研修を実施するとともに、区市町村や地区医師会等の関係機関が実施する研修への協力を行うことにより、地域における認知症医療の充実と認知症対応力の向上を図っていきます。
- 認知症支援推進センターにおいて、認知症サポート医等の専門職に対し、診療技術の向上等に資する実践的な研修を実施する等、地域において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材を育成します。
- 高齢者と接する機会の多い歯科医師や薬剤師が、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じ適切な口腔管理や服薬指導が行えるよう、研修を実施します。
- 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等において、行動・心理症状等への対応力を高め、適切な対応が行われるよう、指導的立場にある看護師を対象とした研修を実施します。
- 認知症の疑いのある人に早期に気づき、早期診断・早期支援、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、病院以外の診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者等に対する認知症対応力向上研修を実施します。
- 全ての区市町村が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が円滑に活動できるよう、必要な知識・技術を習得するための研修の受講促進を図ります。
- 介護従事者に対して認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施するとともに、地域密着型サービス事業所の管理者等に対して適切なサービス提供に関する知識を修得させるための研修を実施します。
- 認知症介護指導者や認知症介護実践リーダーを引き続き養成し、認知症ケアの質の向上を図るとともに、地域における活用が進むよう検討していきます。
- 認知症支援拠点として地域の認知症の人と家族を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援します。

4 認知症専門医

日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

■ 日本版BPSDケアプログラム及び意思決定支援を普及・推進します

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、「日本版BPSDケアプログラム」の都内全域への普及を図ります。
- 医療・介護従事者が、本人の意思を尊重しながら診療や支援を行うとともに、本人の特性に応じた意思決定支援が行えるよう「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用して、医療・介護従事者への研修を充実していきます。

■ 家族介護者の介護負担が軽減されるよう取組を推進します

- 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、特別養護老人ホーム等に併設されるショートステイについて整備費補助を行うなど、認知症の人の家族を含め、家族介護者が安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備を支援します。
- また、東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- さらに、介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症の人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・認知症疾患医療センター運営事業〔福祉局〕

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症の人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症の人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・【新規】認知症サポート医地域連携促進事業〔福祉局〕

身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定し、都民及び区市町村等に広く周知する等により、認知症サポート医の活動の活性化を図ります。

・【拡充】認知症支援推進センター運営事業〈再掲〉〔福祉局〕

医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医フォローアップ研修等の専門職向けの研修や、区市町村において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材の育成を行うとともに、認知症疾患医療センター未設置地域の医療従事者等への認知症に関する支援を実施します。

・【新規】認知症抗体医薬対応支援事業〔福祉局〕

認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進を図るとともに、専門職への相談窓口等の設置、認知症疾患医療センター職員等を対象とした研修を実施します。

- ・ **認知症支援コーディネーター事業〔高齢包括〕〔福祉局〕**
区市町村に、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置します。
- ・ **歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業〔福祉局〕**
歯科医師や薬剤師、病院勤務以外の看護師等医療従事者に対し、認知症の人への対応力の向上や関係機関との連携の促進等に関する研修を実施します。
また、病院等で指導的な役割にある看護職員に対し、認知症ケアの実践的な対応やマネジメントに関する研修を実施し、病院等の認知症対応力の向上を図ります。
- ・ **認知症初期集中支援チーム員等研修事業〔福祉局〕**
認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。
- ・ **認知症介護研修事業〔福祉局〕**
介護従事者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施し、技術の向上を図ります。
- ・ **【拡充】 認知症とともに暮らす地域あんしん事業〔一部高齢包括〕〔福祉局〕**
軽度認知障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、以下の取組を実施します。
 - ① 地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進します。
 - ② 軽度認知障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進する区市町村の支援を行います。
 - ③ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状（BPSD）の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」の普及を図ります。
- ・ **【拡充】 認知症高齢者グループホーム整備促進事業〈再掲〉〔福祉局〕**
認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、社会福祉法人や株式会社等が行う認知症高齢者グループホームの整備費について補助します。整備状況が十分でない地域に設置する場合の加算補助を行い、また、建築費高騰への対応として、物価変動分を補助額に反映します。さらに、老朽化した施設の改修を進めるため、経費の一部について補助します。
- ・ **【拡充】 地域密着型サービス等整備推進事業〈再掲〉〔福祉局〕**
地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備費について補助します。小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等については、定員に応じた東京都独自の加算補助や建築費高騰への対応として物価変動分の反映を行うほか、老朽化した施設の改修経費の一部について補助します。
- ・ **【新規】 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業〈再掲〉〔福祉局〕**
区市町村が行う、行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援します。
- ・ **認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**
医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の

取組を支援します。

・若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

コラム

日本版BPSDケアプログラムの取組

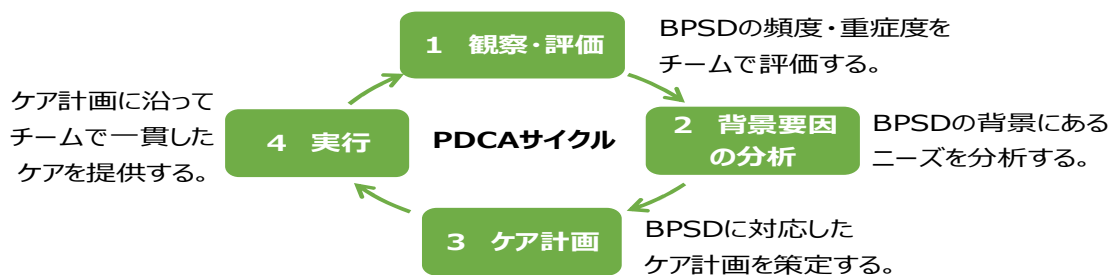
～行動・心理症状（BPSD）に着目した認知症ケアのアプローチ～

<実施に至った経緯・取組の背景>

- 東京都と公益財団法人東京都医学総合研究所は、認知症ケア先進国であるスウェーデンで開発されたBPSDケアプログラムを元に、認知症の行動・心理症状を軽減する「日本版BPSDケアプログラム」を協働で開発しました。
- 「日本版BPSDケアプログラム」は、平成28,29年度に実施したモデル事業において効果が実証されており、東京都は、これを介護事業所等に広く普及することにより、認知症ケアの向上を図っています。

<行動・心理症状に着目した認知症ケアのアプローチ>

- ポイント1 行動・心理症状をメッセージとして読み解く
- ポイント2 ケアに関わる人たちの視点をそろえる
- ポイント3 ケアがニーズにマッチしているかどうか仮説と検証を繰り返す



ケアプログラム利用の流れ

① 区市町村は研修の受講者を募集
(ケアプログラムの利用申請していない区市町村の受講者は、東京都合同研修に参加可)

② 受講予定者は、「アカウント発行申込みwebサイト」から各自申込
受講予定者宛にeラーニングシステム・DEMBASEのURLと受講者ID・パスワードが通知

③ 受講予定者はeラーニング研修を受講（3～4時間程度）

④ eラーニング研修修了者は2回のフォローアップ研修を受講（各2時間）
(研修1日目は復習講義、2日目は実践した結果をグループワークで発表・検討)

⑤ 研修終了後、アドミニストレーター修了証を交付
日本版BPSDケアプログラムの実践時に活用する「DEMBASE」の利用開始

アドミニストレーターはケアプログラムの実践者

- ① チームを作る
- ② 聞き取りを行う（BPSDの頻度・重症度）
- ③ 話し合いを行う（背景要因の分析）
- ④ 背景要因に着目したケア計画の策定
- ⑤ ケア計画をみんなで行う
- ⑥ そのケアが合っていたか検証を行う

行動・心理症状の状態変化を
「見える化・数値化」
→ケアの質の向上

<実感している取組の効果・期待している効果>

- 介護現場のみなさんの声
 - ・ケアの効果が「見える化」され、成果が実感できる。ケアに対する自信や手応えを感じられるようになった。
 - ・共通のツールを用いて話し合い、評価することができると、ケアに対する考え方も共有できるようになる。
 - ・簡単、簡潔なケア計画に基づいてケアを実践することで予想以上に効果があり驚いた。

執筆協力：公益財団法人東京都医学総合研究所

コラム

【文京区】 脳の健康度測定（認知症検診）と受診後のサポートについて
～カラダの健康と同じように、脳の健康についても考えてみませんか～

<実施に至った経緯・取組の背景>

- 認知症の症状が進行し、家庭や生活の困り事が深刻化する前に、できるだけ早期の支援につなげるため、区内の医師会や企業との協働により、「認知症検診事業」「認知症診断後支援事業」を整備しました。認知症の早期の気づきから受診後のサポートまで切れ目のない支援体制を構築するとともに、令和4年度からはPFS（成果連動型民間委託契約方式）※1を導入することで、より成果の高い事業の実現を目指しています。

<取組の内容① 脳の健康度測定（認知症検診事業）>

- 5歳ごとの節目検診として、当年度中に55・60・65・70・75歳を迎える区民（約12,000人）を対象に、個別に検診のお知らせを郵送します。
- 自宅等で、お知らせに同封した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」や自身のスマートフォン等で「のうKNOW®」※2を試し、脳の健康度のセルフチェックを行っていただきます。
- 認知機能について心配な方には、会場での検診を申込んでいただきます。



実施日：毎年9月上旬頃（4日間） **定員：**600名（先着順）

- 検診会場では、設置したタブレット端末で再度「のうKNOW®」を行い、脳の健康度を測定した結果や問診を踏まえ、医師から助言や受診勧奨を行います。
- 受診者の個々の状況に応じて、医師による医療機関受診につながる連絡書の発行、看護師による健康相談、管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士による個別指導やミニ講座を案内します。



【問診コーナー】



【お口の健康コーナー】

事業開始時からの実績 (令和3～4年度)	年度	令和3年度	令和4年度
	会場での検診受診者数	442人	430人
	医療機関連絡書の発行数	59件	43件

＜取組の内容② 検診受診後のサポート（認知症診断後支援事業）＞

- 受診後の不安を軽減するため、専門職による受診者へのサポートを継続し、丁寧なフォローに努めています。

【認知症ともにパートナー事業】

医師から「認知機能の低下により生活上のサポートが必要」と判断された方が、必要な支援につながるができるよう、訪問看護ステーションの看護師による最長 6 か月間の伴走支援を行います。

また、医療機関や訪問看護ステーション、地域包括支援センターと定期的に連絡会や勉強会を開催しており、支援者同士の情報共有や連携しやすい体制の構築に努めています。



【パートナー勉強会】

【認知症ともにフォローアッププログラム】

生活習慣の改善が必要な方を対象に、脳と体の健康維持に向けた行動変容を促すフォローアッププログラム（全 3 回制 講義・実技・体験）を提供します。医師・管理栄養士・歯科衛生士による講話、健康運動指導士による脳と体のエクササイズ、VR（仮想現実）を活用した認知症体験を実施しています。



【フォローアッププログラム】
栄養に関する講話

＜取組の内容③ PFS の活用（官民一体で社会的課題の解決を目指します）＞

- 2 つの成果指標と目標値を設定し、民間事業者独自の取組を促すことで、成果が向上しています。

成果指標	令和 3 年度	令和 4 年度 （目標）	令和 4 年度 （実績）
① 自宅での「のう KNOW」実施者数の増	726 人	1,101 人以上	1,188 人
② フォローアッププログラム参加者数の増	平均 29 人	平均 41 人以上	平均 45 人

＜実感している取組の効果＞

- 受診者から「認知症になる前から、脳の健康に気をつける事が大切だと学んだ」といった感想を多数いただいています。認知症を「自分事」として捉えることができおり、認知症の普及啓発の効果が見られています。
- 区内の医師会や企業、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、訪問看護ステーション等、地域の多様な関係機関と連携を図ることで、対象者を早期に適切な社会資源へつなぐことができます。

執筆協力・写真提供：文京区

- ※1 民間事業者に委託等を行う事業で、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額を成果指標値の改善状況に連動させるもの。
- ※2 エーザイ(株)が開発した認知機能のデジタル測定ツール（非医療機器）であり、認知症の予防や診断を行うものではなく、健康意識を高めるためにご利用いただくことを目的としている。

コラム

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

平成30年6月厚生労働省

<ガイドライン策定の経緯>

厚生労働省は、成年後見制度利用促進委員会において「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘があったことなどを受け、平成27年度及び平成28年度に実施した意思決定に関する研究を参考に、平成29年度の老人保健健康増進等事業において、認知症の人の意思決定支援に関する検討を行い、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定し、平成30年6月に各都道府県知事、指定都市市長宛に発出しました。

<ガイドラインの趣旨>

- 普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことは重要であり、このことは認知症の人についても同様です。
- ガイドラインは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指しています。

<基本的考え方>

1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか

認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。）

2 誰による意思決定支援のガイドラインか

認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人（ケアを提供する専門職種や行政職員、家族、成年後見人、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人など）

3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

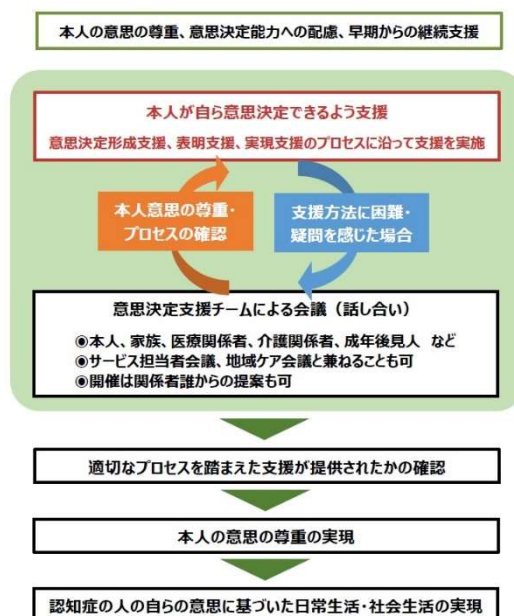
- 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援
- 認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。

(1) 意思決定支援者の態度

- 意思決定支援者は、**本人の意思を尊重する態度**で接している必要がある。
- 意思決定支援者は、本人が自らの意思を表明しやすいよう、**本人が安心できるような態度**で接することが必要である。
- 意思決定支援者は、**本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解**することが必要である。
- 意思決定支援者は、支援の際は、**丁寧に本人の意思を都度確認**する。

資料：令和5年度東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修資料より（講師 稲葉一人様（いなば法律事務所））

【概念図】



資料：厚労省ガイドライン・意思決定支援の概念図

5 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

現状と課題

<「認知症バリアフリー」の推進>

- 認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めることが重要です。
- 認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する必要があります。
- 都は、都民が年齢を重ねても、買い物や交通・金融機関等の利用を行いながら、地域で安心して生活が継続できるよう、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」において民間事業者と連携して検討を進め、令和4（2022）年2月に「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会報告書」を取りまとめました。
- 認知症基本法第15条の規定も踏まえ、都は引き続き、認知症の人の生活におけるバリアフリー化を推進していきます。

<認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備>

- 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要です。
- そのためには、医療・介護従事者や関係機関が連携して認知症の人への支援を行うとともに、地域住民や商店街、交通機関などによる見守りや家族会の活動などのインフォーマルな支援を含め、地域の実情に応じたネットワークづくりを進めていく必要があります。
- また、東京都は、認知症に関する正しい知識と理解を持って地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を支援しており、令和5年3月末現在、約99万人⁵が養成されています。
- さらに、行方不明となった認知症の人を早期に発見するためのネットワークづくりや、身元不明高齢者等の情報を区市町村が自ら更新し、閲覧できる関係機関の情報共有サイトを構築するなど、行方不明・身元不明高齢者の対応を行ってきました。
- 国は、令和4（2022）年度から、区市町村が実施する「認知症の人と家族への一体的支援事業」を認知症地域支援推進員の役割の一つに位置づけ、地域支援事業交付金の対象としています。

この事業は、認知症の本人と家族と一緒に参加するプログラムを提供することに

⁵ 全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ

より、認知症の人の自信や意欲の向上、家族の介護負担感の軽減、これらを通じて家族関係の再構築を図ることを目的とするもので、令和4年度は、都内11区市町村で実施されています。

<若年性認知症への対応>

- 若年性認知症は働き盛り世代で発症するため、就労の継続、経済的な問題、配偶者と親など複数の人を同時に介護する多重介護になった場合の対応のほか、若年性認知症の人のニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないことなど、高齢期に発症する認知症とは異なり、多分野にわたる課題が存在します。
- 都は、認知症基本法第16条第2項の規定も踏まえ、若年性認知症の人の社会参加の機会の確保等のための取組を推進する必要があります。
- 若年性認知症の人は認知症高齢者に比べて数が少ないことから、区市町村において、支援のノウハウを蓄積することが困難な状況にあります。
- 都は、平成24年5月に設置した東京都若年性認知症総合支援センターと、平成28年11月に設置した東京都多摩若年性認知症総合支援センターにおいて、経済的な問題や多重介護など様々な相談にワンストップで対応するなど、若年性認知症の人と家族を支援しています。

<認知症の人の社会参加>

- 認知症の人を含む高齢者が元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できる環境を整えることが求められています。
- また、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりも必要です。
- 都は、認知症基本法第16条第1項の規定も踏まえ、認知症の人の社会参加の機会の確保等のための取組を推進する必要があります。

施策の方向

■ 認知症の人の生活におけるバリアフリー化を推進します

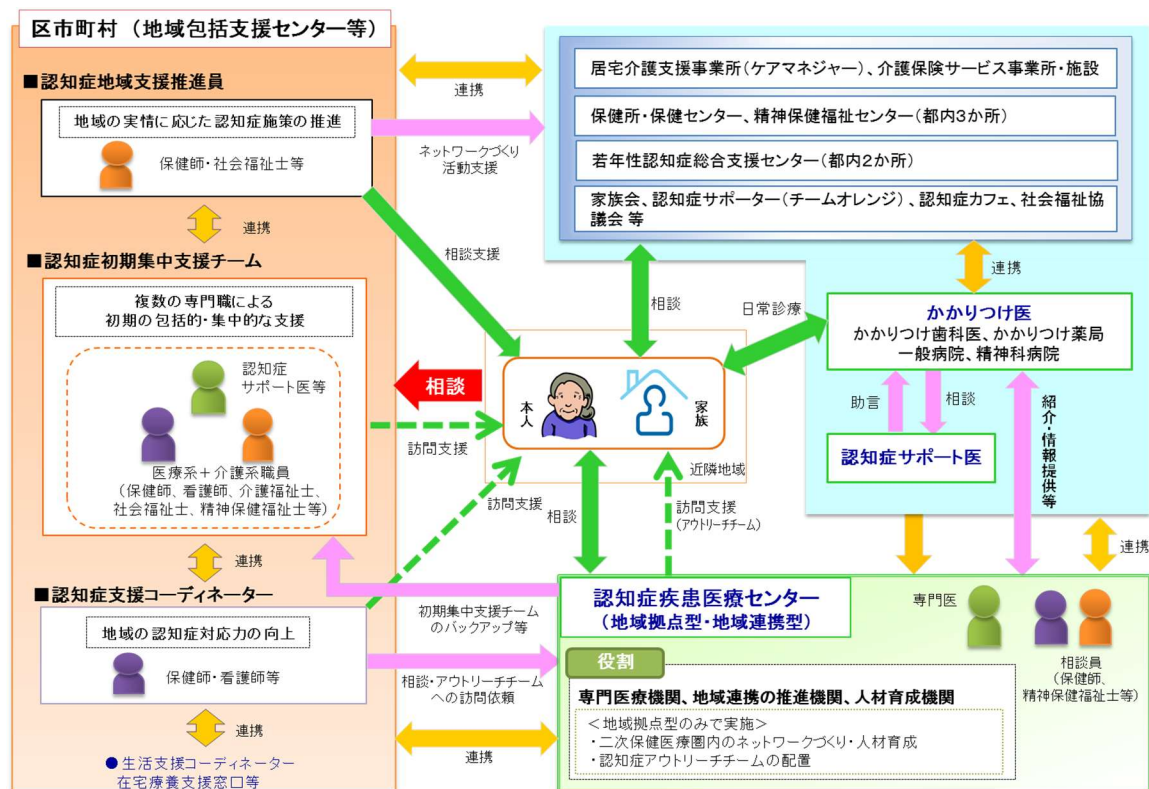
- 認知症の人を含む全ての人が安全で快適に移動できるよう環境整備を進めるとともに、安心して暮らし、訪れることができるよう、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供を行うなど、円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化を推進します。
- 誰もが同一内容の情報をリアルタイムに取得し、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう情報バリアフリー環境の構築を推進するとともに、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの理解促進に係る取組を推進します。
- 日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、認知症になっても利用しやすいようバリアフリー化を推進するため、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」における検討内容や報告書等を周知します。

- 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、認知症バリアフリーの一層の推進について、検討していきます。

■ 認知症の人と家族を支える地域づくりを推進します

- 区市町村の認知症地域支援推進員が、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等地域の関係機関の連携を図るための支援を行うとともに、認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組や、認知症の本人と家族と一緒に参加するプログラムを提供する取組等を推進します。
- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人の見守りや家族会の活動など認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- 認知症の人や家族の視点に立って、都民の認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の人と家族を地域で支える機運の醸成のために普及啓発を進めます。
- 認知症サポーターの養成の支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を行います。
- 認知症の人や家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、その中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援します。
- 認知症サポーターが身近な地域で活動できる場や復習を兼ねて学習できるフォローアップの機会を提供する区市町村を支援していきます。
- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症の人と家族の支援に取り組む区市町村を支援していきます。
- 認知症の人の行方不明・身元不明については、区市町村におけるネットワークづくりの支援、関係機関向け情報共有サイトの活用を通じて、早期解決が図れるよう取り組んでいきます。
- 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型通所介護事業所など、認知症の人と家族の地域生活を支える介護サービス基盤の整備を進めていきます。

東京都における認知症の人と家族の生活を支える体制のイメージ図



※区市町村はこのイメージ図を参考に、地域の実情に応じた体制を構築する。

資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

■ 若年性認知症施策を推進します

- 都内2か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症の人と家族への相談支援やサービス調整、ピアサポーターによる本人支援を充実していきます。
- また、若年性認知症総合支援センターにおいて蓄積したノウハウを活用し、地域包括支援センターの職員など支援者向け研修を実施するなど、地域における相談支援対応力を向上していきます。
- さらに、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、若年性認知症総合支援センターが、医療、介護、福祉、雇用など多様な主体の相互連携を促進し、顔の見える関係を構築します。
- 若年性認知症の理解を深めるための普及・啓発を行うとともに、若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加の促進等を支援することにより、地域における支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、様々な問題を抱える家族介護者の心理的サポートや家族間の交流を行う家族会への支援、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備に取り組む区市町村を支援します。

■ 認知症の人の社会参加を支援します

- 認知症の人の社会参加を推進するため、認知症の人と家族や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、認知症の人が地域の一員として自分の役割を持てるよう取組を実施します。
- 高齢者が、地域社会を支える担い手として活躍できるよう、認知症の人を含めた高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・福祉のまちづくりの普及・推進〈再掲〉〔福祉局〕

高齢者、障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを実現するため、高齢者・障害者団体や事業者団体の代表者、学識経験者等で構成する東京都福祉のまちづくり推進協議会の開催やパンフレットの作成、バリアフリーに関する情報提供などを行います。

・認知症施策推進事業〈再掲〉〔福祉局〕

認知症施策を総合的に推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。

また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等により、普及啓発を図ります。

・【新規】認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業〈再掲〉〔福祉局〕

区市町村が行う、行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援します。

・認知症普及啓発事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

・【拡充】認知症サポーター活動促進事業〔福祉局〕

認知症サポーターの養成と認知症サポーターの活動を促進するため、認知症サポーターを養成する講座の講師役であるキャラバン・メイトと、チームオレンジの中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援します。

・認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・認知症高齢者の行方不明・身元不明対策〔福祉局〕

区市町村からの依頼に基づき、認知症が疑われる行方不明高齢者等の情報を都内区市町村などに提供する取組により、関係機関との情報共有を推進します。

・【拡充】認知症高齢者グループホーム整備促進事業〈再掲〉〔福祉局〕

認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、社会福祉法人や株式会社等が行う認知症高齢者グループホームの整備費について補助します。整備状況が十分でない地域に設置する場合の加算補助を行い、ま

た、建築費高騰への対応として、物価変動分を補助額に反映します。さらに、老朽化した施設の改修を進めるため、経費の一部について補助します。

・【拡充】地域密着型サービス等整備推進事業〈再掲〉〔福祉局〕

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備費について補助します。小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等については、定員に応じた東京都独自の加算補助や建築費高騰への対応として物価変動分の反映を行うほか、老朽化した施設の改修経費の一部について補助します。

・【拡充】若年性認知症総合支援センター運営事業〔福祉局〕

若年性認知症の人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。また、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、医療、介護、福祉、雇用など多様な主体の相互連携を促進し顔の見える関係を構築します。

・【拡充】若年性認知症支援事業〔福祉局〕

職場における若年性認知症の人への理解と支援の機運を高めるため、企業の人事担当者等を対象にハンドブックを活用した研修会を開催するとともに、介護保険サービス事業所等における若年性認知症の人の受入促進及び支援の質の向上を図るため、事業者等向けのガイドブックを活用した研修会を開催します。更に、医療機関を対象に、若年性認知症と診断された人へ早期に適切な支援を提供し、また適切な関係機関へつながるよう、知識・ノウハウの習得を図るための研修会を開催します。

・若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

・【新規】認知症の人の社会参加推進事業〔福祉局〕

認知症の人と家族や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、認知症の人が地域の一員として自分の役割を持てるよう、認知症の人の社会参加を推進します。

・生活支援体制整備強化事業〈再掲〉〔福祉局〕

生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域資源の開拓や地域活動の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターの養成・資質向上を図り、各区市町村が適切に配置できるように支援します。

コラム

チームオレンジの取組事例 【清瀬市】チームオレンジ清瀬 ～支援する人、される人の垣根なく誰もが集える中清戸オレンジハウス～

＜実施に至った経緯・取組の背景＞

清瀬市では、認知症の方や家族のニーズ等と、認知症サポーターを中心として支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの活動として、認知症の方を含むチーム員と地域の方がともに集うことのできる交流拠点「中清戸オレンジハウス」を令和4年4月に立ち上げました。

＜取組の内容①「チームオレンジ立ち上げの流れ」＞

- 令和3年度上旬から認知症サポーターステップアップ講座受講者へのアンケートを行い、同時に社会資源の把握も行いました。
- 令和3年度6回に渡るミーティングを重ね当市で何が具体的にできるのかを検討していきました。
- 認知症の方を含めたチーム員がそれぞれ得意なことを活かし、電気の配線や簡単な修理等を行い、オレンジハウスの整備を進めていきました。

＜取組の内容②「実際の活動、活動に当たってのポイント」＞

- チームオレンジ清瀬のチーム員構成は認知症の方や家族、認知症サポーターステップアップ講座受講者（キャラバンメイト含む）
会長、副会長1名、計37名（令和5年11月現在）です。
- 毎週木曜日 10～15時に開催しています。認知症の方も地域の方もともにお茶を飲みながらおしゃべりの他、囲碁やオカリナ、ハイキングの企画等様々なことを自由にして過ごします。参加者持ち寄りの認知症に関連するミニ図書コーナーもあり、情報収集の場としての役割も果たしています。
- 認知症の方からオカリナを習い、ミニコンサート等を開催しています。コンサートには認知症疾患医療センターの医師や看護師が参加したこともあります。その他、囲碁や英語を認知症の方に教えてもらうこともあります。

＜実感している取組の効果・期待している効果＞

- 認知症の方やその家族から話を聞く機会が大幅に増え、認知症ケアパス作成時にご意見をいただくこともできました。
- 活動の中で認知症の方に得意なことを教えていただく機会も増え、支援する人、される人という垣根を超え助け合える関係になりました。
- 活動の中で当初、認知症の方と接することに不安を感じていたチーム員や市の職員の認知症に対する意識も大きく変わりました。
- チーム員の1人である認知症の方が「とうきょう認知症希望大使」として任命されるなど、本人発信支援の効果が表れてきています。

令和5年度版チラシ

中清戸オレンジハウス

中清戸オレンジハウスは「チームオレンジ清瀬」の
チーム員と地域の方を結びみなさんのつどいのひろばです。
認知症当事者や介護者、認知症に関心のある方等、
どなたでもご参加いただけます。予約は不要です。

※「チームオレンジ」とは本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのことで、
認知症サポーターステップアップ講座を受講されたボランティアと認知症の方が「チームオレンジ清瀬」の
チーム員として活動しています。

会場 中清戸 1-585-7

時間 毎週木曜日 10時～15時
※当日はお休みです。※開催日時は変更になる場合があります。お問合せください。

参加費 200円 お茶、お菓子付き

※感染症や天候の影響により開催が変更および中止になることがあります。

清瀬市介護保険課地域包括ケア係 電話 042-497-2082



写真：中清戸オレンジハウス

執筆協力・写真提供：清瀬市

6 認知症の研究の推進

現状と課題

<認知症に関する研究>

- 認知症は発症原因や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的な治療薬は存在せず、予防法も十分に確立されていません。
- 現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、エビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組が重要です。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターには、認知症に関するエビデンスとなる臨床・研究に係る膨大なデータが蓄積されており、これらのデータを活用し、認知症との共生・予防に向けた研究を進めていくことが必要です。
- 認知症の治療法や予防法の開発には、認知症の発症メカニズムを明らかにしていく必要があります。
- 都は、認知症基本法第20条の規定も踏まえ、認知症の研究等を推進していきます。

施策の方向

■ 認知症に関する研究を推進します

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、認知症の原因や診断マーカーとなるタンパク質や糖鎖等の解析、認知運動機能に異常をもたらす神経回路変化の解析や加齢に伴う中枢運動機能低下に関する研究に取り組んでいます。
また、農園や空き店舗等の既存の地域資源を新たな着想により利活用するとともに、多様な社会参加の機会を提示することにより共生社会の実現に資する研究や軽度認知障害高齢者などに対する介入研究を通して、支援プログラムの確立や普及に取り組んでいきます。
- また、センターが保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤として構築したデータベースについて、オープンデータとして利活用を図るほか、認知症医療の質の向上等を目的として構築したAI認知症診断システムについて、医療現場での活用・普及を図るなど、AI等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進し、実用化につなげていきます。
- 公益財団法人東京都医学総合研究所では、患者の脳に蓄積したタンパク質凝集体を高純度で抽出できる独自に開発した生化学的抽出手法を用いて、認知症発症メカニズムの解明を進め、治療法・予防法の開発に向けた基礎研究を推進していきます。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・【拡充】認知症とともに暮らす地域あんしん事業〔一部高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

軽度認知障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、以下の取組を実施します。

- ① 地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進します。
- ② 軽度認知障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推

進する区市町村の支援を行います。

- ③ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状（BPSD）の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」の普及を図ります。

・ **認知症予防推進事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**

研究機関が開発した認知症予防プログラムを活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援します。

・ **A I等を活用した認知症研究事業〈再掲〉〔福祉局〕**

東京都健康長寿医療センターがこれまで培った膨大な臨床・研究に係るビッグデータを活用して、A I等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進するとともに、その実用化に向け、東京都健康長寿医療センターが設置する認知症未来社会創造センター（IRIDE）の運営を支援します。

・ **【新規】認知症発症メカニズム解明と新規治療法等の研究の推進〔保健医療局〕**

公益財団法人東京都医学総合研究所において、認知症の発症メカニズムを解明するとともに、新規治療法・予防法の開発に向けた研究を推進します。

コラム

認知症研究の取組事例 ～地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 「認知症未来社会創造センター（IRIDE）」の取組～

<認知症未来社会創造センターの概要>

- 令和元年6月に、国の「認知症施策推進大綱」が発出され、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す」として、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を推進していくことが謳われました。
- その翌年である令和2年4月、健康長寿医療センターでは、これまで培った膨大な臨床・研究に係るビッグデータを活用し、A I（人工知能）を駆使した新たな認知症予防の取組を推進するため、センター内に、「認知症未来社会創造センター（IRIDE）」を設置しました。
- IRIDE では、すべての人が、認知症や障害の有無に関わらず、希望と尊厳をもって暮らせる認知症未来社会の創造を目指すことを基本理念とし、健康長寿医療センターに蓄積されている生体試料、MRI画像等のデータを新たな治療法や創薬開発を行う企業等に広く提供するためのオープンデータベースの構築や、A Iを活用した認知症診断システムの開発、認知症との共生社会を目指した研究等、様々な認知症研究を推進しています。

<取組の紹介「A I 認知症診断システムの開発」>

- 健康長寿医療センターが保有するMRI画像等のデータを用いて、A Iによる認知症診断システムの開発を進めています。

① 脳疾患診断システム（微小脳出血等の検出）

- 脳内の細い血管が破れ、少量の出血があった痕跡を微小脳出血と言いますが、この微小脳出血は、アルツハイマー病などの認知機能障害と関連があると言われています。

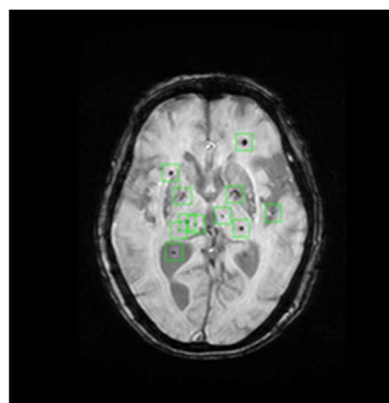
また、微小脳出血は、認知症の新たな薬として国内で正式承認された認知症抗体医薬（レカネマブ）の副作用としてもあげられています。

- IRIDE では、A Iを用いて、MRI画像から微小脳出血を検出する「脳疾患診断システム」の開発を進めています。

脳疾患診断システムの開発により、微小脳出血の見落としを防ぎ、質の高い認知症診断を支援します。

② 認知症鑑別システム（アミロイドPET診断補助）

- アルツハイマー病を起因とする認知症の判定には、原因物質とされるアミロイドβというたんぱく質の蓄積を調べるため、アミロイドPET検査により、脳に蓄積されたアミロイドβを画像化し、診断を行います。

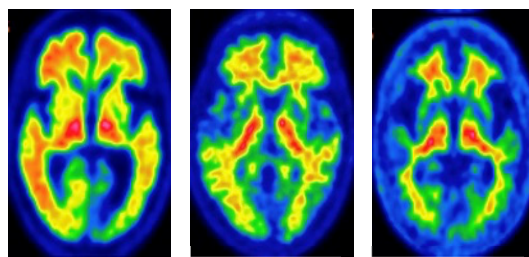


微小脳出血の検出イメージ

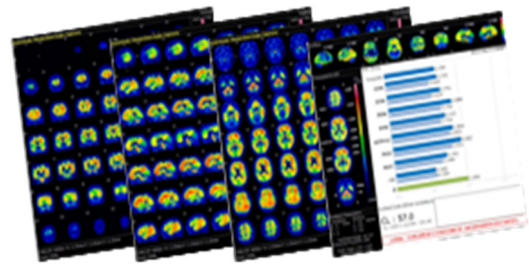
- アミロイドPET検査による画像診断は、診断薬によって読影（PETなどの画像を読み解いて診断する）方法が異なるなど専門性が高く、特にMCIと呼ばれる軽度認知障害などの早期の診断は専門医でも見落としのリスクがあり、非常に難しいと言われています。
- そこで IRIDE では、アミロイドPET検査時の医師の診断をサポートする「認知症鑑別システム」の開発を進めています。

認知症鑑別システムの開発により、PET画像の読影における見落としや誤判断を自動的に指摘したり、アミロイドβの蓄積量を精度高く計測できるようになり、診断精度の向上が期待できます。

認知症鑑別システムのイメージ



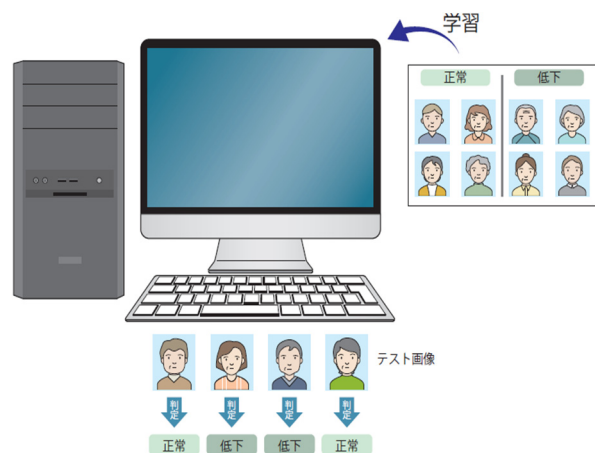
蓄積あり 判定困難 蓄積なし



アミロイドβ蓄積量の計測結果

③ 認知機能低下患者の顔を見分けることができるAIモデルの開発

- IRIDE では、東京大学と共同して、認知機能の低下した患者と健常者の顔写真をAIで解析し、AIが認知機能の低下した患者と健常者の顔写真を見分けることができることを明らかにしました。
- 認知症の診断に必要な脳脊髄液の採取は身体的な負担が大きく、また、アミロイドPET検査は非常に高額です。
- 本研究を進め、将来的には、身体的な負担が少なく、安価な方法として、AIを用いて顔で認知機能低下をスクリーニングする（認知機能低下の可能性が高い人を見分ける）ことができるようになるかもしれません。



認知機能低下患者の顔を見分けることができるAIモデル開発のイメージ

<期待される効果>

- AI認知症診断システムを開発・活用することにより、医師の経験や知識による診断のばらつきや見落としを防いで、診断が難しい初期の段階であっても確実に診断を行い、早期に認知症の種類に応じた適切な対応に繋がります。
- AI認知症診断システムを医療機関等に広く普及することによって、地域医療の場での質の高い認知症診断を支援していきます。

執筆協力・写真提供：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

